

第九回 参議院厚生委員会會議錄第五号

昭和二十五年十二月七日(木曜日)午前
十時五十分開会

本日の會議に付した事件

○藥事法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○戰爭犠牲者遺族の援護強化に関する請願(第四二四号)

○戰爭犠牲者遺族の援護強化に関する陳情(第四五号)

○池上特殊喫茶店街設置反対に関する請願(第二五号)

○新宿御苑内に國民プール建設反対の陳情(第六〇号)

○健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○社会保険制度に関する調査の件(覺醒剤の弊害防止に関する件)

○委員長(山下義信君) 只今から厚生委員会を開きます。藥事法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。速記を始めて……

午前十一時五十分速記中止

午前十一時四十五分速記開始

○委員長(山下義信君) 速記を始め……

……他に御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認め、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

次に討論に入ります。御意見のおおりのかたは、それへ賛否を明らかに

してお述べを願います。……別に御発言もないようでございますから、討論はなしものと認めて差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決いたします。藥事法の一部を改正する法律案を原案の通り可決することに賛成のかたの御起立を願います。

〔議員起立〕

○委員長(山下義信君) 全会一致でございます。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可決されたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

小杉 繁安 井上なつゑ

有馬 英二 大谷 登潤

長島 銀藏 中山 壽彦

河崎 ナツ 藤原 道子

藤森 眞治 常岡 一郎

深川タマエ 松原 一彦

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはないと認めます。

なお本會議における委員長のお口頭報告の内容は、本院規則第四四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内

容の説明並びに本委員會における質疑

応答の要旨、討論の要旨及び採決の結果を報告することとして、御承認願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。速記を止めて……

午前十一時五十分速記中止

午後零時二十分速記開始

○委員長(山下義信君) 速記を始め……

……それでは午前中はこれで休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(山下義信君) 午前に引続いてこれより再開いたします。請願及び陳情を議題といたします。速記を止めて……

午後二時六分速記中止

午後二時三十七分速記開始

○委員長(山下義信君) 速記を始め……

……請願第四百二十四号は留保することに決定いたしました。御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

次は、陳情第四十五号を議題にいたします。本件は採決しまして、内閣に送付することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

のと認めまして決定いたしました。

次は、請願第二十五号、池上特殊喫茶店街設置反対に関する請願、加藤シズエ議員紹介を議題に供します。紹介議員の御説明を願います。

○委員外議員(加藤シズエ君) この池上特殊喫茶店街設置反対の請願は三通になつて出ておまして、一つは大田区内の十七の中等学校の校長から、一つは全国高等学校長協会及び東京都公立高等学校長協会、この連名で出ております。三番目は、池上特殊喫茶店街設置反対学校連盟となつておまして、PTAの会長の榎原泰治氏が代表者となつて請願いたしております。その内容は皆同じでございますが、先だつて問題になりました池上に突如として特殊喫茶店街が実現しようといひおまして、而もそのすぐ目の先に小学校がございまして、附近には中等学校、高等学校もございまして、この問題になりました地域は、今まで住宅地として誠に静かな環境のところでございます。こゝろからいふと、ここにこの問題の特殊喫茶店街というのが十六軒建つような計画になりました。そのうちの十四軒といふものは着々として工事が進行いたしました。こゝろからいふと、土地の有志のかた、特に子供を学校に通はせておる父兄のかた、の驚きと心配は実に一かたならぬものがございまして、学校当局及びPTAのかた、が結束いたしまして、これの反対の運動を起し、次に当参議院の厚生委員会が主となつて下さい

まして、文部委員会と合同して徹底的に調査を始めて下さいましたことは御承知の通りでございます。そして公聴会を開いて頂きまして、この反対の陳情者一同の代表者及び問題になつております業者のかた、及び東京都の關係のかた、をこの公聴会に呼んで頂きまして、いろいろ意見を公述して頂きまして、その結果といたしまして、委員会の御斡旋によりまして、この業者を東京都の代表者として出席された副知事の岡安氏、こうした人の間に大體話がまとまりかけまして、そのときの公聴会のお話では、東京都がすぐにこの問題になつた建物を買上げるといふことも明言することはできないけれども、これは問題になつておることでもあり、法律の不備というやうなところをもつて、こゝろからいふやうなものができるといふことは、ひどく世論を刺激して、世論の反対に會つておることであるから、東京都当局としても十分に善処して斡旋の努めを、殊にこゝろからいふやうな特殊喫茶店街というやうなものを設けないで、このでき上つた建物を何かいろ／＼ほかの目的に使うやうに、例えば誰かがこれを寮にするとか、何とかいふやうにして買取つてもらうことができないかどうかが斡旋の努めとつて、そうしてこの陳情の目的を達するやうに努力しよう、こゝろからいふことになりまして、反対のかた、は非常に喜びまして、一応この請願を出しました諸団体は過日解散をいたしましたのでございます。ところが

昨日になりまして、この解散いたしました団体は、更に最後の決定を見ますまで監視委員会というものを作りまして、これの成行がはつきりと結末を見るまで監視するという仕事を又始めておりました。ところがこの業者と東京都の間の折衝というものが誠に結論を得ませんので、岡安副知事は警察の勢をとるというところは言つたけれども、これをどうするとは言つたことをはつきり約束した覚えはないと、こういうふうに申されたのであります。そうして業者のほうには、本来ならば池上本門寺の御会式に間に合せて商売をするつもりでやつておつたところが、こういう反對に會つて未だに商売ができていないで大変に損害を受けたので困つておるから、建物も建つたことだから、この家に一応みんなが居住しても差支えないだろう、こういうことを東京都当局のほうに申しておるものであります。これに對しまして、東京都当局ではそこに住むことはいけないという法律的根拠はないから、これを処理することはできない、こういう答弁をなさつておられます。その結論といたしましては、結局この反對運動を最初心配いたしました通り、一応この建物の中にこういう人々が入り込んで、そこに居住権を設定してしまふと、する／＼に／＼の法律の不備をくぐつて、こういうような商売を始めるのではないかと、この危険性が多分に残つておるといふので、折角厚生委員会及び文部委員会の合同委員会であれはど世論を喚起して、御指導下さいましたその骨折しも、或いはこの不徹底な東京都当局の態度によつて反對の目的を達することができなくなるのではな

いかというような、今日そんなところに到達いたしておりますので、どうか委員会におきまして、十分御審議下さいまして、御援助下さいますようにお願いいたします。

○委員長(山下義信君) 本件につきまして御意見ございませんか。……別に御意見もございませんければ、本件は当厚生委員会として關係いたしました案件でもございますので、直ちに採択いたしましたので、院議に付し、内閣に送付することにいたしました。存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないことを認めます。よつてさうに決定いたしました。

○委員外議員(加藤シヅエ君) ありがとうございます。

○委員長(山下義信君) 次は陳情第六十号、新宿御苑内に國民プール建設反對の陳情、これを議題に供します。専門員から説明をいたさせます。

○専門員(多田仁己君) 本件の陳情者は東京都にありまます社団法人日本造園学会会長丹羽三君であります。陳情の趣旨は、新宿御苑内に観客三万を收容する大プールを建設せんとする運動が開始されておりますけれども、新宿御苑は我が國の洋式造園の発祥地であり、又明治時代の日本庭園といつたものであります。優れた文化価値を持つておるものでございます。このようなところにはさうな大プールを建設されまことは不適当でありますから、新宿御苑内にかようなプールを建設することには絕對に反對であるという趣旨のものでございます。

○委員長(山下義信君) 公園部長に質問しますが、新宿御苑の保存について厚生省は何か方針を持つておりますか。これが第一点。それから第二点は、聞くところによりますと、今の陳情の内容にもありますように、一部の有志の人たちがこのような計画をしたに對して、厚生省に何らかあらかじめ交渉がございましたか。或いは又許可願というやうなものを提出しておりますかどうか。或いは又厚生当局はそれに対してどういふ措置をとつたか、許可を与えるというやうな措置をとりましたか、或いは許可をするという内諾でも与えましたか、或いは又許可しないというやうな回答をいたしましたか。この点に關しまして、厚生省の關係いたしました成行きを簡単に答へて頂きたい。又本件に關しまして、厚生省は如何なる方針をとつておりますか。その点を明確に説明して置いて頂きたいと思ひます。

○説明員(森本潔君) 只今委員長の御質問の第一点でございますが、新宿御苑の管理につきましては、昭和二十三年に閣議決定がございまして、それからその閣議決定に基づきまして、旧皇宮苑地運営審議会というものが設けられまして、そこで管理運営の方針を答へ申してあります。この閣議決定と答へ申に基いて、この庭園の管理をいたしておるわけでありまして、即ちその方針といたしましては、一つには由緒ある沿革を尊重して、努めて原状回復を図ることが一つと、それから園地の特殊性に照し、これと関連のない施設は設けないというところ、いろいろございまして、この二つの骨組によつて管理いたしております。それから第二点の國民プールを新宿御苑内に作ることに

て、建設委員会という關係があつたかという点でございますが、発起人のほうから公園部のほうに對しまして、内々厚生省の意向を聞いて参つたことがございまして、それによりまして、こういう計画があるということがわかりましたのでございまして、建設省と厚生省と両省がこれに關係いたしておりますので、両省が協議をいたしまして、公文を以ちまして、右委員会に對し、両省は自分の間、少くとも自分の間は御苑内に國民プールを建設するということとは許可をしない方針であるというところを、公文を以て通知を出しました。なお私も発起人の代表のかたに直接會ひまして、公文の許可しない方針であるということををはつきり申してあります。従ひまして、厚生省としては御苑内に國民プールを作ることは許可しないという考えでござい

ます。その点を明確に説明して置いて頂きたいと思ひます。

○説明員(森本潔君) 只今委員長の御質問の第一点でございますが、新宿御苑の管理につきましては、昭和二十三年に閣議決定がございまして、それからその閣議決定に基づきまして、旧皇宮苑地運営審議会というものが設けられまして、そこで管理運営の方針を答へ申してあります。この閣議決定と答へ申に基いて、この庭園の管理をいたしておるわけでありまして、即ちその方針といたしましては、一つには由緒ある沿革を尊重して、努めて原状回復を図ることが一つと、それから園地の特殊性に照し、これと関連のない施設は設けないというところ、いろいろございまして、この二つの骨組によつて管理いたしております。それから第二点の國民プールを新宿御苑内に作ることに

て、建設委員会という關係があつたかという点でございますが、発起人のほうから公園部のほうに對しまして、内々厚生省の意向を聞いて参つたことがございまして、それによりまして、こういう計画があるということがわかりましたのでございまして、建設省と厚生省と両省がこれに關係いたしておりますので、両省が協議をいたしまして、公文を以ちまして、右委員会に對し、両省は自分の間、少くとも自分の間は御苑内に國民プールを建設するということとは許可をしない方針であるというところを、公文を以て通知を出しました。なお私も発起人の代表のかたに直接會ひまして、公文の許可しない方針であるということををはつきり申してあります。従ひまして、厚生省としては御苑内に國民プールを作ることは許可しないという考えでござい

ます。その点を明確に説明して置いて頂きたいと思ひます。

○説明員(森本潔君) 只今委員長の御質問の第一点でございますが、新宿御苑の管理につきましては、昭和二十三年に閣議決定がございまして、それからその閣議決定に基づきまして、旧皇宮苑地運営審議会というものが設けられまして、そこで管理運営の方針を答へ申してあります。この閣議決定と答へ申に基いて、この庭園の管理をいたしておるわけでありまして、即ちその方針といたしましては、一つには由緒ある沿革を尊重して、努めて原状回復を図ることが一つと、それから園地の特殊性に照し、これと関連のない施設は設けないというところ、いろいろございまして、この二つの骨組によつて管理いたしております。それから第二点の國民プールを新宿御苑内に作ることに

て、建設委員会という關係があつたかという点でございますが、発起人のほうから公園部のほうに對しまして、内々厚生省の意向を聞いて参つたことがございまして、それによりまして、こういう計画があるということがわかりましたのでございまして、建設省と厚生省と両省がこれに關係いたしておりますので、両省が協議をいたしまして、公文を以ちまして、右委員会に對し、両省は自分の間、少くとも自分の間は御苑内に國民プールを建設するということとは許可をしない方針であるというところを、公文を以て通知を出しました。なお私も発起人の代表のかたに直接會ひまして、公文の許可しない方針であるということををはつきり申してあります。従ひまして、厚生省としては御苑内に國民プールを作ることは許可しないという考えでござい

ます。その点を明確に説明して置いて頂きたいと思ひます。

○説明員(森本潔君) 只今委員長の御質問の第一点でございますが、新宿御苑の管理につきましては、昭和二十三年に閣議決定がございまして、それからその閣議決定に基づきまして、旧皇宮苑地運営審議会というものが設けられまして、そこで管理運営の方針を答へ申してあります。この閣議決定と答へ申に基いて、この庭園の管理をいたしておるわけでありまして、即ちその方針といたしましては、一つには由緒ある沿革を尊重して、努めて原状回復を図ることが一つと、それから園地の特殊性に照し、これと関連のない施設は設けないというところ、いろいろございまして、この二つの骨組によつて管理いたしております。それから第二点の國民プールを新宿御苑内に作ることに

て、建設委員会という關係があつたかという点でございますが、発起人のほうから公園部のほうに對しまして、内々厚生省の意向を聞いて参つたことがございまして、それによりまして、こういう計画があるということがわかりましたのでございまして、建設省と厚生省と両省がこれに關係いたしておりますので、両省が協議をいたしまして、公文を以ちまして、右委員会に對し、両省は自分の間、少くとも自分の間は御苑内に國民プールを建設するということとは許可をしない方針であるというところを、公文を以て通知を出しました。なお私も発起人の代表のかたに直接會ひまして、公文の許可しない方針であるということををはつきり申してあります。従ひまして、厚生省としては御苑内に國民プールを作ることは許可しないという考えでござい

ます。その点を明確に説明して置いて頂きたいと思ひます。

公文で示した点でございまして、趣意書等を拝見いたしますと、御苑内に作るという意向が見えておりますので、出願の願ひはございませんでしたけれども、この際のはつきり厚生省並びに建設省の方針を明示して置くほうがよろうというところで、こちらから、出願はございませんでしたけれども、方針をはつきり示したわけでありまして、

○委員長(山下義信君) それではそれはその不許可の通知というのではなくて方針を示した書類というのでござい

ます。

○説明員(森本潔君) さうでござい

ます。

○委員長(山下義信君) 如何取計ら

ましようか、本件は先般御視察を願つたのであります。なお十分調査する必要があるのでないかと思ひます。ですが、どういたしましょう。御意見

ございませんでしょうか。ちよつと速記を止めて……。

○委員長(山下義信君) 速記を始め

て……。それでは本件は留保することに御異議ございませんでしょうか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めて留保することに決定いたしました。

○委員長(山下義信君) 議事の都合によりまして、日程を変更いたしました。健康保険法の一部を改正する法律案並びに船員保険法の一部を改正する法律案、これを議題に供します。厚生大臣が御出席になりましたから、質疑の続行を願ひます。

○藤森義治君 私 は昨日の本委員会

を達することができなくなるのではな

間します。新宿御苑の保存について

厚生省は何か方針を持つております

か。これが第一点。それから第二点

は、聞くところによりますと、今の

陳情の内容にもありますように、一部

の有志の人たちがこのような計画

で、これに関連して厚生大臣に社会保険制度審議会の報告との関係についてお尋ねをいたしました。昨日の御答弁ではどうも私ども大臣がどういふお考えかわかりませんでした。あれについてはお伺いしたい点がございしますが、審議の日にもごさいませぬので、ただ一つだけお尋ねいたしますが、それは社会保険制度審議会の報告の中には、健康保険に対する医療費の国庫負担ということが強調されておりますが、これはすでに御承知のことと存じますが、これは大抵健康保険経済を根本的によくする、又健康保険の運営をよくするといふためには、どうしても国庫補助をやらなければやれない、ほかに方法がないから、こうしなければならぬという建前から、こういう結論が出たというふうな私たちも承知しておりますが、そこで只今ここに

つきましては、私は従来と同じくより以上に将来その実施の実現につきまして、非常に大いに努力する決意でござい

承わりたいと思うのであります。御説明によりますと、今回の値上げの保険料率は、ただ単に保険経済の辻褄を合わせる上の計算上出て来ている料率である。被保険者の負担の可能であるとか、不可能であるとかいう御所見はないように見えておりますので、その点を一つ承わつて置きます。

最善の制度だと、こうお考えになりますか。それから保険料の値上げの余地がある、こういう値上げの余地があるという理由はどこにあるのであります。その点をお示し願いたいと思ひます。

それでは十五円の負担が増すのはいいか、或いは又負担を増さなくて、給付のほうに若干の制限を加えて辻褄を合

出たというふうな私たちも承知しておりますが、そこで只今ここに

つきましては、私は従来と同じくより以上に将来その実施の実現につきまして、非常に大いに努力する決意でござい

承わりたいと思うのであります。御説明によりますと、今回の値上げの保険料率は、ただ単に保険経済の辻褄を合わせる上の計算上出て来ている料率である。被保険者の負担の可能であるとか、不可能であるとかいう御所見はないように見えておりますので、その点を一つ承わつて置きます。

最善の制度だと、こうお考えになりますか。それから保険料の値上げの余地がある、こういう値上げの余地があるという理由はどこにあるのであります。その点をお示し願いたいと思ひます。

それでは十五円の負担が増すのはいいか、或いは又負担を増さなくて、給付のほうに若干の制限を加えて辻褄を合

出たというふうな私たちも承知しておりますが、そこで只今ここに

つきましては、私は従来と同じくより以上に将来その実施の実現につきまして、非常に大いに努力する決意でござい

承わりたいと思うのであります。御説明によりますと、今回の値上げの保険料率は、ただ単に保険経済の辻褄を合わせる上の計算上出て来ている料率である。被保険者の負担の可能であるとか、不可能であるとかいう御所見はないように見えておりますので、その点を一つ承わつて置きます。

最善の制度だと、こうお考えになりますか。それから保険料の値上げの余地がある、こういう値上げの余地があるという理由はどこにあるのであります。その点をお示し願いたいと思ひます。

それでは十五円の負担が増すのはいいか、或いは又負担を増さなくて、給付のほうに若干の制限を加えて辻褄を合

出たというふうな私たちも承知しておりますが、そこで只今ここに

つきましては、私は従来と同じくより以上に将来その実施の実現につきまして、非常に大いに努力する決意でござい

承わりたいと思うのであります。御説明によりますと、今回の値上げの保険料率は、ただ単に保険経済の辻褄を合わせる上の計算上出て来ている料率である。被保険者の負担の可能であるとか、不可能であるとかいう御所見はないように見えておりますので、その点を一つ承わつて置きます。

最善の制度だと、こうお考えになりますか。それから保険料の値上げの余地がある、こういう値上げの余地があるという理由はどこにあるのであります。その点をお示し願いたいと思ひます。

それでは十五円の負担が増すのはいいか、或いは又負担を増さなくて、給付のほうに若干の制限を加えて辻褄を合

出たというふうな私たちも承知しておりますが、そこで只今ここに

つきましては、私は従来と同じくより以上に将来その実施の実現につきまして、非常に大いに努力する決意でござい

承わりたいと思うのであります。御説明によりますと、今回の値上げの保険料率は、ただ単に保険経済の辻褄を合わせる上の計算上出て来ている料率である。被保険者の負担の可能であるとか、不可能であるとかいう御所見はないように見えておりますので、その点を一つ承わつて置きます。

最善の制度だと、こうお考えになりますか。それから保険料の値上げの余地がある、こういう値上げの余地があるという理由はどこにあるのであります。その点をお示し願いたいと思ひます。

それでは十五円の負担が増すのはいいか、或いは又負担を増さなくて、給付のほうに若干の制限を加えて辻褄を合

どうかということもありました。或いは自家診療費の一部負担をしてもらう。或いは陸上の労災保険のごとく一定の金額に達しなければ保険給付をしない。例えば六百円以下ならば自分が持つ。健康保険では、それほど足らなくとも三百円以内ならば自分が持つ。らどうかという制度にしたらどうか。或いは又全体的に考えまして、これは被保険者の心理という点もございまして、そういう制度がいいというかたがあるかも知れませんが、全部の医療給付に対して、一割なら一割の一部負担をやつたらどうかということもございまして、これらにつきましては、十分研究をいたしまして、又それによつて幾らの金が節約できるかという点も計算いたして見まして、なお最後に残りますのは、これは国庫負担という問題があります。それからなお又他からそういう長期に亘つて金を借りて来る方法はないか、これらを全部を全部勘定いたしております。国庫負担の問題は御承知のように、大体、補正予算のほうはよほどの場合でないといふ現在の状況では認められませんが、明年年度におきましては、実は社会保険制度審議会の勧告があることを予想いたしまして、勧告は十月の十六日でございますからして、大体政府の予算のほうといたしまして、又関係方面に対する折衝といたしまして、実は殆んど済んだときに出て来たわけでありましては、国庫負担につきましては、大体審議会の意向もわかつておるようでありまして、十分この点については、大臣の御努力を願つたのでありますが、不幸にしてその点は成功い

たさなかつた。そういうような客観的な事実、条件を前にいたしまして、前提にいたしまして、いろいろと考えるにたけれども、どれ一つとして将来の希望の状況というものを期待して、そうして我々として対策を立てることができませんから、結局一番今の対策の中で、被保険者にも影響が少なくて、又可能性のあるものというのが今度の案になつて来たわけでありまして。私ども実は昨年一ぱいは、もう引上げもいやである。或いは給付の制限をしないということをお願いしたのでございまして、その点では昨年度におきましては、その通りにはいたしまして、又本年も現在まではその通りやつて来たわけでありまして。併しそのときに考えておりましたのは、幾ばくほどか給付につきまして、二十六年からでもあつても国庫負担があれば、二十五年はたとえ赤字が出ても、緊きぎが何とか付けられやしないかというのを考え、そのことをやり、又努力もして来たのであります。これを以外に現在の窮乏を打開する途はない。若しこれをしないために健康保険制度が一時的に滞るといふようなことがありましたらば、その災いのほうがもつと大きいのではないかといふようなことも考えられまして、結局はこういうような案を練つた次第であります。

○委員長(山下善信君) さつきからの御答弁では、健康保険の制度について、現行制度で行くつもりだ、将来まあいろいろ改革については考えておる。ですから当分は現行制度でやりなさいと、今局長からいろいろこういう保険経済のバランスの合せかたには、やりかたがあるということ、種々お示しを願つたのですが、それは制度の改革に關連がある、そういう制度の改革をしない、現行の制度内でやつて行くといふことになりまして、まあ保険料の完納でありますとか、或いは濫診不正防止、濫療の適正診療、まあ専門話によくわかりませんが、そういうものについての御努力というものが十分見えて、一応まあ現行制度ではこへ持つて来なければならぬ、すでに今回継続給付等の制限を加えるということ、すでにこの制度の一角を改めるというところ、期せずしてこの制度はこれで終るということ、只今御提案になりました本案を見ると、制度の一部の変更であるのでありますが、要するところ、そういう点については料金の完納でありますとか、或いは濫診濫療等々のことにつきましては、もうこれ以上手はないという段階に來ておりますのか、まだ余地があるのか、この点をおしやつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(安田巖君) 私の申し上げたが少し足りなかつたと思つたのでありますが、私は実は委員長の御質問の、今の制度で行くかどうかという点につきましては、保険料を中心にしたしまして、更にほつと発展をして一般の料金の中で財源を得て、そうして医療給付をするといふような、もつと大きい問題の御質問かと思ひまして、実はそういうふうなお答えをいたしたわけでありまして、根本的に申しますならば、先ほどのことを繰返しますといふと、そういう被保険者、国民に医療給付についての苦手を負担をさして行く、自分が保険料を被保険者の形で納めて行く

くという建前は必要じゃないかということをお申上げたつもりであります。それから今お制度をいたしまして、私のは今の継続給付の制限をいたしましたことが、変更だといふことになりました。これは、勿論現在の制度について、多々改革すべき点があると思ひますが、私どもが現在いろいろ給付の対策を立ててやつておりますけれども、これとて今までは万全を尽したつもりでやつて参りましたけれども、併しいろいろ反省もいたし、又外部から見ても思ふに、そういう点につきましては、今後もし引き続き努力しなければならぬと思ひます。なお又医療報酬支払方法などに至りますと、これは私はほつと重要な問題があると思つたのであります。この問題は今の健康保険制度に課せられた一つの大きな問題じゃないか、こういうふうにお思ひつております。で、お話のようにそういう点におきましては、なおまだ私は改革する点があると思ひます。建前は、保険料を納めて行くといふ建前は、保険料を納めたいという気持を現在の段階においては持つております。

○委員長(山下善信君) 局長の御答弁はわかるのですが、私の質問の前提は、現行制度には、まあこれは実は健康保険のバランスをとつて行くといふことは不可能に來ておるのではないかと。従つて社会保険のありかたには根本的にその構想を考慮し直さなければ、先ほど藤森委員の言われたように、いつまでも彌縫的な方策を続けて行かなければならぬやうになるのじゃないか、根本的に構造の改革をいたすつもりがあるかどうかという御質問をしたので

に引直して見まして、例えば千分の六十に上げることが、これが社会的に行き直るから、政府は出すべきであるというようなことも疑問であらうと思ひます。まあそういうふうなことで、できるだけ現実に関うような方策を立てて行く、料率が上げられないというようなことになるならば、これはもう国庫負担をいたしますとか、給付を制限いたしますとかいうより方法はないわけでありまして、将来或いは国庫で負担いたしましても、なお足りない事態が起るかも知れないと思つております。現在のような方法を講じて参りました場合に、国民がだん／＼と医療を受ける機会が殖えて来る。又医療の内容が向上いたしますことにつきまして、医療費がだん／＼高くなり、それで国庫が二割負担いたしましたでも、なおまだ足りない事態が起るかも知れません。そういたしますと、更に今度は一部負担の問題とか、或いはそういう問題に手を触れざるを得ないことになるかも知れません。併し私どもとしましては、そういう給付内容に手を付ける、保険の料率に手を付けるということは、できるだけ避けて行く。現実においてなるべく辻褄を合せて行く。従ひまして社会保険の本旨に反することではできるだけ避けて行く、長い見通しを立てて、その見通しが誤まつていなければ、その見通しを誤るよりも、できるだけ被保険者の負担を少くして、そうして給付の制限をしないで行く、そしてどうしてもやれなかつた場合には、その点について考へて行くというやりかたのほうが、まだ若干優つていゝはしないかというようにも考えら

断書を書くときに、被保険者証通りの名前を書いてもらつては困るというよりな話もされておりますが、事例としてはあります。それほどたくさんじゃないのじやないかというのを実は思つておるのであります。で、これを防ぐ方法と申しましても、これは写真でもくつ付けるかということも一つの方法であります。これも大変な費用になり、又これは被保険者の負担にいたしますれば、相当の負担になります。それを又くぐる方法も考えられると思ひます。そういうことで、今の確な防止策というものはございせんけれども、一つ保険医のかたへにも協力して頂きまして、まあ大体被保険者証と本人と比べて見れば、年令その他によつて違ふというところから見付けの以外に現在のところでは方法がないのじやないかと思つております。

○藤森眞治君 現在被保険者台帳というふうなものはございせんか。

○政府委員(安田巖君) 現在はやめております。

○藤森眞治君 いろいろわけでおやめになつたか存じませんが、この被保険者台帳というものがちゃんと整備しておるといふことは、今申しましたような不正診療というものを防止する一つの大きな方法じやないかと思ひますが、やはりその台帳をお作りにならない方針でございせんか。

○政府委員(安田巖君) 被保険者台帳を作ることにつきましては、最近もいろいろ研究いたしましたことがあるのでございします。これはむしろ被保険者証を不正に使用いたしましたお医者にかかるといふ問題にはあまり利益がないので、これはそういうものを持つてお医

者さんのところに行きまして、お医者さんは台帳と照合して見るわけではあります。その点からいへばむしろ利益はあります。現金給付のときに、いわゆる傷病手当のときに利益があるものであります。いろいろ現在の人員などから考えて見ますと、折角そういうものを作りまして、それを一々補充して行きまして、そうしていつもこれを新らしい的確なものにして置くというところは、時間的にも人数の上から言つても不可能じやないかという結論に達しまして、遺憾ながらこれは現在のところでは復活する考えは持つておりません。結局復活するための利益よりも、却つて損失のほうが多いのじやないかというふうなことでございします。

○中山善彦君 この官立大学の附属病院が社会保険の診療に協力しない問題が起つておりますが、最近私が或る地方へ参りました。そのときの官立大学の教授その他の人と会合いたしました。それで官立大学の教授は、文部省から我々のところには何も社会保険に協力するような通牒が来ていない。官立大学の附属病院というものは、そういう性格のものじやないかという話をなされたというのを聞きました。話をなされたというのを聞きました。これは厚生大臣が文部大臣と協力をして適當な措置をおとりにならないと、私はこれは行かぬ行かんじやないか、こういう気持であります。現に東大附属病院等も被保険者の家族診療といふものは面倒くさくてしやうがないと言つてやらないのです。これは東京都の保険課長から数回交渉して、これは数年來から交渉して今なお

實現してない現状にあるのであります。これはすべからず文部省とよく協議されまして、適當の措置をおとりになることを私強くこの機会に要請して置きたいと思ひます。

○政府委員(安田巖君) 東大の附属病院の被保険者の問題は片付きました。

○中山善彦君 もう片付きましたか。

○藤森眞治君 それから先ほど出ました不正診療と申しますか、診療費が高という問題で或るとき調べたのです。が、そうしますと、七〇%までは大体よろしい、三〇%に不正がある。而もそのうちの二〇%は実際に審査して見ると、その高い件数があつたという事実が認められる。残りの一〇%が非常に疑問のものがあつた、そうしてこれはなかなか直らない。而もそれが官公立の病院が大部分を占めておる、こういうことを聞いたのであります。而もその中の地方公共団体のやつておる病院については、そのために三五%の査定をした、こういうことを言つておられますが、それはどうその官公立の病院に悪い成績が出ておりますが、如何でございせんか。

○政府委員(安田巖君) この官公立の病院の診療内容がどれだけ保険経済に悪いという数字は、ちよつと宙で覚えておられますけれども、今申し上げましたように、保険経済に影響を与えるようなやりかた、独立採算制であるために薬が買えない、或いは種々の用具が買えないというふうな、そういう二つの方法がありまして、高いほうにつましましては、大体現在監査をいたしまして押える方針で行つております。た

しか数字は恐らく計算しておると思ひますけれども、そういうことで一つ……。

○藤森眞治君 次にもう一つお尋ねしたいのは、最近非常に一件当りの平均点数というのがやましく言われておりますが、そのために医療担当者非常に萎縮する傾向が見えております。最近私のほうの府県では、一件当り六十点ということ非常に嚴重にやましくやつたということを開きまして、そうすれば翌月には必ず五十五点ぐらゐに落ちるだらうということを予見しておりました。果して落ちております。五十五点に落ちれば、五十点ぐらゐに落ちることは予想される。これは興味を持つて見ておりますが、これは保険医が査定をされるということに不安を持つて来ております。果してこれでいかにどうか、結局これが進んで行きますという、医療内容が悪くなるということが考えられるのであります。社会保険の補償などを見ましても、都市の事情とか、或いは地域といふことを考えなければならぬといふことを言われております。全、国画一的な平均点数をこの点で押えようといふことは、これは無理じやないかといふことが考えられるのであります。現在でも一件当りの平均点数というものは、それをやましくいふのは問題じやないか、これは経済の方面から押えて行けば、これは越したことはありますまいが、これが果して國民医療としてよろしいかといふことになつて、その点の平均点数についての一つ御説明を承りたいと思ひます。

○政府委員(安田巖君) 兵庫県で大変御協力頂いたところで有難うございします

が、点数の問題は非常にむずかしいので、勿論取扱つた病人によりまして、医療的内容が違ひ、点数が違つて来る、これは当然であります。併しまあ全部を平均して見た場合には、甲のお医者さんと乙のお医者さんというものは、大体その飛び離れたものではあり得ぬのが普通じやないか、又土地によつて違ふとお聞きになりますけれども、東京と青森と岩手或いは北海道といふものは相当飛び離れて違ふというの、私どもには理解できないのであります。そのように飛び飛れて違つておりますけれども、内容を調べて見ますといふと、必ずしも注射料が多いとか、いろいろの問題が出て来る。そういう点から平均点数といふものが医療内容を適正であるかどうかといふことを発見する一つのバロメーターである、こういうふうな解しておるわけでございます。一つは我々としての審査の目標もそこに置いておる。併し飽くまでそれが適正であるかどうかといふことは具体的な診療の内容を見なければいけない。こういうふうな考えでおるわけでありまして。

○藤森眞治君 それからもう一つお伺いいたしますが、今度の保険料の料率の値上げの一方には、内服薬を〇・五点ですか、それを減す、減少するといふことになつておるのであります。が、これは薬品の値段が若干下つたといふことが理由なのでございしませんか。

○政府委員(安田巖君) 仰せの通りでございします。

○藤森眞治君 先般私ども大阪に参りまして、大阪の製薬業者といふ(悪談もやつて、又製薬方面の事情も聞い

たのでございますが、成るほど只今薬品によつては若干さういふ傾向もあるかも知れませんが、むしろ製薬業者のほうから言つて、今の薬品は安過ぎるくらいで、ます／＼今後高くなる傾向を持つてゐる。さういふようなことを言つておられますが、殊に朝鮮の動乱が影響して、今薬品が又高くなりつつある傾向がある。そこへ持つて来て、丁度又それでは安いといふのでお下げになるといふのは、これはちよつと受けとりにくいのじやないかと思ふのです。一体どのくらいの程度に薬品が安くならしたのですか。

○政府委員(安田慶吉) 薬品の値下りには、その都度薬は薬料を下げておるのであります。藤森委員御承知の通りに、現在の薬料といふものは薬の原価を基準にしております。例えて申しますと、薬の原価が十五円以下であれば二点、十五円増すごとに二点といふことになっていきますから、薬の原価が三十円以下ならば四十点、四十五円以下ならば六十点といふことになつております。そこで現在例えば六十五円の薬が四十円に下つたといふことになりましたとすると、当然薬料は下るわけでございます。ところが一番下に十五円という欄しかございませんで、十五円よりかずつと下つて参りまして、薬料が下らない、二点が下らないといふことになつたんです。そこで社会保険の医療審議会では、この問題を取扱ひました場合に、上のほうは薬の値段が下りました場合、その薬の値段に準じて薬料が下るのに、一番下だけこつとつかい棒があるために下らない。そこで一つ一・五分という欄を作つたらどうかという話が出

まして、その審議会の答申といたしましては、一割一・五分といふことだつたのであります。それを具体的に申しますと、私どもが従来十五円以下の薬につきまして、二点という薬料料をきめましたときの薬の原価の平均は大体五円六十銭か、七十銭でございまして、それが大体三割くらいは下つておりまして、私どもが社会保険病院のみにつて調べて見ましたところが、三円二十七銭でありました。つまり三円二十七銭の薬で乙地が二十円、甲地が二十二円の薬料になつております。そこで五円六十銭から三円二十七銭に下つたのであるから、現在の薬料が薬の値段を標準にしてきめられておる以上は、薬価が下ればそれだけ下げればいいじやないかと議論になつたのであります。そこで医師会のほうでは、これに反対になつたわけでありまして、現実には調へて見なければいかんといふことで、医師会と共同調査をいたしましたところ、その結果出ましたのが三円七十銭か、七円十銭か、これは平均価格でございます。或いは東京の町の中ではもつと安いとか、田舎へ行けば少し或いは高いとかといふことがあるかも知れませんが、三月七十何銭、これで結局我々の案としては無理がないのじやないかと、いふふうに考へておつたわけでございますが、いろいろまあ考へまして、結局一割なら二点、二割なら三点といふところ十二月一日からやつておるわけでございます。朝鮮事変の動乱の値上りも確かにあると思ひますが、私どもが研究いたし、又最近の新聞等を見てもおますといふと、大体薬の商売人のかたの観測といたしましては、朝鮮

事変のために薬が確かに上るといふ傾向があつたけれども、大体ストックがなくなつたといふ程度で、需要のほうの限界があるために、朝鮮事変による値上りといふものは大体天上、底を突いたのじやないかといふようなことも言われておる現在といたしましては、この程度で一つ御我慢を頂きたいといふふうに考へております。

○委員長(山下義信君) 本案については、御審議はこの程度に本日はとめて置きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山下義信君) この機会に、藤原委員からの御質疑もあつたのでありますから、まだお見えになりませんが、速記がもらひにくうございまして、で、速記に残して置きたいといふ御希望もございまして、先日來から当委員会の問題になつております覚醒剤の弊害防止の問題につきまして、覚醒剤の弊害防止についての医務当局の所見を承わりたいと、さういふことでございします。この際、医務局長からその所見を求めることにいたしたいと存じます。

○政府委員(東龍太郎君) 覚醒剤が広く濫用せられた結果として、いろいろと社会的にも大きな害悪を流しておられますことは、すでに周知の事実でございます。で、医務当局といたしましては、かような弊害、害悪のある薬が広く世の中にあることは、もとより好まないと考へておるわけで、ただ併しながらかの覚醒剤なるものが全く医療上 unnecessary なものであるならば、これを全面的にこの社会からなくしてしまふといふことによつて根本的

な解決が得られると思ふのであります。この点につきましては、この薬の医療上の必要を主張しておられます精神科の専門家の意見も質して見たのであります。が、やはり精神科の治療上覚醒剤が有効であるといふ理由で、この薬が存在することを希望せられる向きが多いのであります。併しながらこれは多少私見にも亘るかも知れませんが、その医療上に必要な必要性と、現在世の中に流れております害悪の大きさとは比較いたしますと、これは到底比較にならないくらい、この大きな害悪を除くために医療上の多少の不便はあつても、嚴重にこれの使用が監視せられ、或いは又製造が禁止せられるといふようなことがあることを私は望ましいと存じます。而も現在すでに生産せられております覚醒剤のストックを、これを確實に確保して、さうしてこれを嚴重に医療の必要な方面にのみ用いることといたしますならば、この精神科の専門家が欲しておられますことは将来長く何年にも亘つて続き得ると思ふのであります。さういふふうな現状から見ますと、さういふふうなストックを確保して、さうして新らしい製造までも全部禁止せられまして、医療上には何らの差支えがないといふことを私は信じております。

○委員長(山下義信君) 医務局長への御質問でございますか……それでは議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。

午後四時十一分休憩
午後七時三十九分開会
○委員長(山下義信君) 休憩前に引続

いてこれより再開いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後七時四十分散会
出席者は左の通り。

委員長 山下 義信君
理事 小杉 繁安君
井上 三夫君
有馬 英二君

委員 大谷 豊潤君
中山 壽彦君
長島 銀藏君
河崎 ナツ君
藤原 道子君
常岡 一郎君
藤森 眞治君
深川 マエ君
松原 一彦君
加藤 ジエ君

委員外議員 加藤 ジエ君
國務大臣 黒川 武雄君
厚生大臣 東 龍太郎君
政府委員 局長 厚生省事務局長 慶松 一郎君
局長 厚生省社会局長 木村忠二郎君
局長 厚生省保険局長 安田 巖君
事務局側 常任委員会 多田 仁己君
専門員

十二月六日本委員会に左の事件を付託された。
一、船員保険法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月一日)
十二月七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、健康保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月二十五日)

昭和二十五年十二月二十三日印刷

昭和二十五年十二月二十五日発行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁